

財団法人 骨髄移植推進財団 常勤役員報酬規則

制定 平成 16 年 3 月 16 日

第 1 次改正 平成 16 年 7 月 24 日

(目的)

第 1 条 この規則は、財団法人骨髄移植推進財団（以下「当財団」という。）の常勤役員（職員に準じて勤務する役員及び一週のうち決まった曜日に勤務する者で本規則の適用を受ける役員）の報酬の支給について定めることを目的とする。

(常勤役員報酬の意義)

第 2 条 この規則における常勤役員報酬は、当財団が役員に対し、常勤役員としての職務執行の対価として支払うものをいう。

(決定機関)

第 3 条 理事長は、常任理事会が置かれたときは常任理事会の議決を経て、置かれていないときは理事会の議決を経て、常勤役員に報酬を支給する。

(報酬の種類)

第 4 条 常勤役員報酬は、報酬月額及び特別手当とする。

2 報酬月額は、理事長が一箇月 80 万円以上 90 万円未満の範囲で定める。

3 特別手当は、職員給与規程に定める職員の特別手当の支給基準に準じて支給する。

4 使用人兼務常勤役員の報酬は、その兼務の状況によって常勤役員報酬と使用人給与に区分して支給する。ただし、特に区分の必要がないと認められるときは、常勤役員報酬一本で支給することができる。

(通勤手当)

第 5 条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(役員報酬の支給と控除)

第 6 条 常勤役員報酬は、職員給与の支給日に支給する。

2 所得税、社会保険料等及び控除することについて本人から申出のあった立替金、積立金及び貸付金は、毎月の役員報酬から控除する。

(日割計算)

第 7 条 月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任した時、あるいは死亡したときは、常勤役員報酬は日割計算で行うものとする。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規則は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

財団法人 骨髄移植推進財団 役員退職慰労金支給 規則

制 定 平成16年2月21日

(目的)

第1条 この規則は、財団法人骨髄移植推進財団(以下「当財団」という。)の常勤役員(職員に準じて勤務する役員及び一週のうち決まった曜日に勤務する者で本規則の適用を受ける役員)の退職慰労金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規則は、常勤役員に適用する。

2 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、任期満了、辞任又は死亡により退職した者に支給する。

3 次の各号いずれかに該当するときは、理事長は慰労金を減額し、又は支給しないことができる。

(1) 退職にあたり、所定の手続き及び事務処理をせず、当財団の事業運営に重大な支障をきたした場合

(2) 退職に当たり、当財団の社会的信用を傷つけ、又は在任中知り得た当財団の機密を漏らし、当財団に損害を与えた場合

(3) 寄附行為の規定に基づき、役員を解任された場合

(4) その他前各号に準ずる行為があり、理事会において減額又は不支給を適当と認めた場合

(支給基準)

第3条 退職慰労金は、次の計算方法により算出した額とする。

(1) 勤続5年までの期間については、勤続期間1年につき

$$\text{役員別最終報酬月額} \times \frac{100}{100}$$

(2) 勤続5年を超え10年までの期間については、勤続期間1年につき

$$\text{役員別最終報酬月額} \times \frac{120}{100}$$

(3) 前号の役員別最終報酬月額のうち、退職以前の役員別最終報酬月額については、現在の同一役員者に当てはめた報酬月額とする。

2 勤続期間に1年未満の端数がある場合には、前号各号の区分に従い、その端数について当該各号に定める割合により月割をもって計算する。

- 3 使用人兼務役員の退職慰労金は、次の方法により算出した額とする。
- (1) 常勤役員就任時において、使用人としての退職金の支給を受けなかった者に対しては、退職時における使用人分の給与を基準として、職員退職金支給規則に基づいて算出された額に常勤役員報酬月額分（退職時の常勤役員報酬月額から使用人分の給与を控除した額）を基準に、前項の計算方法により算出し、常勤役員退職慰労金を加算した額をもって支給する。
- (2) 常勤役員就任時において、職員退職金支給規則により退職金の支給を受けているときは、使用人兼務役員としての報酬月額（使用人分給与を含む。）を基準として前項の規定を適用する。

（特別功労金）

第4条 理事長は、在職中特に功績顕著と認められる役員に対し、理事会の同意を経て、前条により算出した退職慰労金を基準に、その30%を超えない範囲内で特別功労金として別途支給することができる。

- 2 第2条第1項の規定にかかわらず、非常勤役員で在職期間が3期以上で、かつ、その間の功績が特に顕著と認められるときは、理事会の決議をもって特別功労金を支給することができる。

（在職期間の計算）

第5条 常勤役員の在職月数は、常勤役員就任の月から退任又は死亡の月までとする。

- 2 在職月数は、1月単位とし、1月に満たない端数を生じたときは1月と計算するものとする。
- 3 年度中に役位に異動が生じたときは、異動の月から新しい役位を適用する。

（退職慰労金の支払）

第6条 この規則による退職慰労金及び特別功労金は、完全に引継ぎ事務が完了し、かつ、当財団に対して債務のある場合は、その債務を返済した者に対して、以後原則として2ヶ月以内に支払うものとする。

（協議事項）

第7条 この規則に定めのない事項については、常任理事会が置かれたときは常任理事会において協議し、置かれていないときは理事会において協議し、理事長が決定するものとする。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。